



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17.1	課税及び徴税能力の向上のために国内資源を動員する	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援などを通じて、 国内資源の動員を強化 する。
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA に係るコミットメントを完全に実施する	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施 する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20%の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	開発途上国のための追加的資金源を動員する	複数の財源から、 開発途上国のための追加的資金源を動員 する。
17.4	開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国の債務リスクを減らす	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、 開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減 する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入・実施する	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施 する。
17.6	科学技術イノベーションに関する国際協力を向上させ、知識共有を進める	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上 させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において 知識共有を進める 。
17.7	開発途上国に対し、環境に配慮した技術の開発・移転等を促進する	開発途上国 に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、 環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進 する。
17.8	後発開発途上国のための実現技術の利用を強化する	2017年までに、 後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化 する。
17.9	開発途上国における能力構築の実施に対する国際的支援を強化する	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、 開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化 する。
17.10	WTO の下での公平な多角的貿易体制を促進する	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進 する。
17.11	開発途上国による輸出を増やす	開発途上国による輸出を大幅に増加 させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての 後発開発途上国 に対し、 永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施 する。